

## 平成30年度分析測定結果

### ■ダイオキシン類測定結果■

項目	測定日	結果が得られた日	ダイオキシン類	基準値
1号炉（排ガス）	7月11日	7月31日	0.0025ng-TEQ/Nm <sup>3</sup>	5ng-TEQ/Nm <sup>3</sup>
2号炉（排ガス）	7月11日	7月31日	0.00033ng-TEQ/Nm <sup>3</sup>	
3号炉（排ガス）	7月11日	7月31日	0.00016ng-TEQ/Nm <sup>3</sup>	
動物焼却炉（排ガス）	7月10日	7月31日	0.056ng-TEQ/Nm <sup>3</sup>	10ng-TEQ/Nm <sup>3</sup>
処理水（焼却施設）	7月4日	7月27日	0.0000048pg-TEQ/L	10pg-TEQ/L
焼却灰	7月11日	8月16日	0.0050ng-TEQ/g	3ng-TEQ/g
ばいじん	7月11日	8月16日	0.11ng-TEQ/g	
動物焼却炉灰	7月11日	8月16日	0ng-TEQ/g	
動物焼却炉ばいじん	7月11日	8月16日	0.17ng-TEQ/g	

### ■大気汚染物質濃度測定結果■

炉	測定日	結果が得られた日	窒素 酸化物 (ppm)	硫黄 酸化物 (Nm <sup>3</sup> /h)	塩化水素 (mg/Nm <sup>3</sup> )	ダスト 濃度 (g/Nm <sup>3</sup> )	水銀		
							粒子状 水銀 (μg/Nm <sup>3</sup> )	ガス状 水銀 (μg/Nm <sup>3</sup> )	全水銀 (μg/Nm <sup>3</sup> )
1号炉	7月11日	7月31日	120	0.36	15	0.004	0.000013 未満	1.5	1.5
	1月16日	2月15日	120	0.91	62	0.008	0.00035 未満	0.0021 未満	検出下限値未満
2号炉	7月11日	7月31日	110	0.41	24	0.004	0.000012 未満	0.98	0.98
	1月16日	2月15日	120	0.93	13 未満	0.001	0.00030 未満	0.0018 未満	検出下限値未満
3号炉	7月11日	7月31日	120	0.26 未満	10 未満	0.007	0.000012 未満	0.00062 未満	検出下限値未満
	1月16日	2月15日	110	0.65	59	0.002	0.00030 未満	0.0018 未満	検出下限値未満
基準値			250	※91	700	0.15	—	—	50

※地域定数K 17.5において、測定時のガス量・温度の状況により異なる。  
数値は測定時の平均値である。

■清掃工場周辺環境大気中ダイオキシン類濃度測定結果■

試料名	測定日	結果が得られた日	ダイオキシン類 (pg-TEQ/m <sup>3</sup> )	環境基準 (環境大気)
高島町夏茂地内 (施設より南東に約1 km地点)	9月11～ 18日	10月16日	0.0050	0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup>
川西町大字吉田地内 (施設より南西に約3 km地点)	9月11～ 18日	10月16日	0.0055	
南陽市大橋地内 (施設より北東に約1 km地点)	9月11～ 18日	10月16日	0.0069	
<p>※人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として、終局的に、大気、水、土壌、騒音をどの程度に保つことを目標に施策を実施していくのかという目標を定めたものが環境基準である。</p> <p>環境基準は、「維持されることが望ましい基準」であり、行政上の施策目標である。これは、人の健康等を維持するための最低限度としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていかうとするものである。(環境省 HP より抜粋)</p>				